

議案第 29 号

墨田区障害者審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 14 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区障害者審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
墨田区障害者審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年墨田区条例第 24 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律」に改め、「定める」の次に「ものとする」を加える。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法の一部改正により同法の題名が改められることに伴い、所要の規
定整備をする必要がある。